

柏市選挙管理委員会 平成30年9回定例会 会議録

会議年月日	平成30年9月3日（月） 午前10時00分
会議場所	柏市中央体育館管理棟1階 選挙管理委員会事務室
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 事務報告</p> <p>3 議事</p> <p>議案第1号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第2号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例施行規程の様式の一部を改正することについて</p> <p>議案第3号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第5号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>議案第6号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案第7号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第8号 裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製について</p> <p>議案第9号 検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 今後の予定等</p> <p>5 閉会</p>
出席委員	榑 隆夫，前之園 明良，伊藤 美八江，夏目 琴美
欠席委員	なし
出席書記	有賀 浩一，小野 健一郎，黒木 恒志

1 開会	榑委員長が挨拶及び開会の宣言をした。
2 事務報告	有賀事務局長が平成30年第8回定例会以降の主な事務について報告をした。

3 議事

- (1) 議案第1号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について
 - ア 榑委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 委員から改正の範囲について質問があり、事務局から「今回、金額改正の対象となったものは、選挙運動用自動車のレンタル借入れ費用・自動車の燃料代・選挙運動用ビラの作成単価・選挙運動用ポスターの作成単価等である。また、選挙運動用ビラについて、これまで市長選挙でのみ頒布可能であったものが市議会議員選挙でも頒布が可能となり公費負担の対象となった」と回答した。
 - エ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (2) 議案第2号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例施行規程の様式の一部を改正することについて
 - ア 榑委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (3) 議案第3号 選挙人名簿から抹消することについて
 - ア 榑委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (4) 議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - ア 榑委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (5) 議案第5号 直接請求に必要な選挙人の数について
 - ア 榑委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(6) 議案第 6 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

ア 榊委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(7) 議案第 7 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

ア 榊委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(8) 議案第 8 号 裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製について

ア 榊委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 委員から、選挙権は 18 歳以上が対象となったが裁判員は 18 歳以上が対象となるのかどうか質問があり、事務局から「市選挙管理委員会からの名簿提出は 18 歳と 19 歳も含まれるが、地方裁判所で 18 歳と 19 歳の者を除くこととなっている。裁判員は 20 歳以上が対象である」ということを回答した。(公職選挙法附則による)

エ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(9) 議案第 9 号 検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製について

ア 榊委員長が議案を上程し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

4 その他（今後の予定等）

次の会議までの間の主な行事予定等について、事務局から説明を行った。

5 閉会

榊委員長から閉会の宣言があり、第 9 回定例会は、午前 10 時 40 分に閉会した。